





エコマーク商品類型 No.131「土木製品」の軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品」において、上下水道材およびふとんかごなどの有害物質の試験方法・含有量、表示方法に使用実態とそぐわない点のあることが判明したため、以下のとおり軽微な改定を行うものとする。

1-1. 環境に関する基準

4-1-3. 個別製品に関する基準

別表 4 環境情報表示

対象製品	環境情報表示	表示
橋梁・河川・港湾用材のうちの 不透過型鋼製砂防堰堤 (ダブルウォール式) 橋梁・河川・港湾用材のうちの 特殊型ふとんかご	(下段表示) 現地発生土砂・礫を %中詰利用 または 現地発生土砂・礫を 70%以上中詰利用 * <u>に再生材料配合率を記載すること</u> (整数値 1 桁目以下切り捨て)。 * <u>同一商品区分内で該当再生材料の配合率</u> <u>が異なる場合、同一商品区分の最低値を記</u> <u>載すること。</u>	 現地発生土砂・礫を0%中詰利用  現地発生土砂・礫を70%以上中詰利用
橋梁・河川・港湾用材のうちの 不透過型鋼製砂防堰堤 (鋼製型枠式)	(下段表示) 現地発生礫を %中詰利用 または 現地発生礫を 70%以上中詰利用 * <u>に再生材料配合率を記載すること</u> (整数値 1 桁目以下切り捨て)。 * <u>同一商品区分内で該当再生材料の配合率</u> <u>が異なる場合、同一商品区分の最低値を記</u> <u>載すること。</u>	 現地発生礫を0%中詰利用  現地発生礫を70%以上中詰利用

L. 上・下水道材

(74)製品は、表9に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。
且つ、各再生材料は表9に示す基準配合率を満たすこと。

表9 上・下水道材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)
骨材	対象「骨材」の基準C.(15)～(18)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50
対象「セメント」の基準D.(19)～(23)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準E.(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100$ 50
セメント	対象「セメント」の基準D.(19)～(23)を満たすセメント/全セメント×100 50
再生硬質塩化ビニル	再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100 50
再生硬質塩化ビニル以外の再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100 70 [60]

注1) プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことでよい。

(75)目的物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。有害物質の溶出については、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの6種類とする。ただし、プラスチック製品は4-1-2.材料に関する基準B.プラスチックを適用することとし、本項目を適用しない。

(76)製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。ただし、プラスチック製品は4-1-2.材料に関する基準B.プラスチックを適用することとし、本項目を適用しない。

(78)製品は、クロム、カドミウム、ヒ素を処方構成成分として添加していないこと。

参考

4-1-2.材料に関する基準

A. プラスチック

(3)プラスチック添加物は、各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。ただし、(財)日本防災協会の認定を受けた「防災物品」または「防災製品」については、PBB(多臭化ビフェニール)、PBDE(多臭化ジフェニルエーテル)または短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)を含まない難燃剤の使用を認める。また、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。

(4)プラスチックは、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、「L.上・下水道材」は本項目を適用しない。

改定日：2005年2月23日